

政令第三十四号

平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令及び平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部改正）

第一条 平成二十八年熊本地震による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（平成二十八年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び平成三十年度」を「から令和二年度まで」に改める。

（平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令の一部改正）

第二条 平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての災害対策基本法第百二条第一項の政令で定める年度等を定める政令（平成三十一年政令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成三十一年度」を「令和元年度及び令和二年度」に改める。

附則 この政令は、公布の日から施行する。

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三十五号

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う意匠登録令の規定の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）第六十一条第三項及び特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（意匠登録令の一部改正）

第一条 意匠登録令（昭和三十五年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の六中「本意匠」を「基礎意匠」に改め、「又は関連意匠」の下に「（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。以下この条において同じ）」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

（関連意匠の意匠権に関する経過措置）

第二条 特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第三条の規定による改正後の意匠法（以下「新法」という。）第十条第七項に規定する基礎意匠の意匠登録出願の日が改正法の施行の日前である場合には、当該基礎意匠に係る関連意匠（当該基礎意匠の関連意匠及び当該関連意匠に連鎖する段階的な関連意匠をいう。）の意匠権に係る次の各号に掲げる事項に対する当該各号に定め

る規定の適用については、これらの規定中「又は放棄されたとき」とあるのは、「放棄されたとき、又は特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前の第二十一条第一項の規定により存続期間が終了したとき」とする。

一 意匠権の移転 新法第二十二条第二項

二 専用実施権 新法第二十七条第三項

附則 この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

経済産業大臣 梶山 弘志  
内閣総理大臣 安倍 晋三

〇総務省令第五号  
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十七日  
無線設備規則の一部を改正する省令  
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（番組素材中継を行う無線局の無線設備）</p> <p>第三十七条の二十七の二十一 番組素材中継を行う無線局（放送番組の素材を中継することを目的として開設する無線局をいう。以下同じ。）のうち固定局の無線設備であつて、D七W電波又はG七W電波三・四五六GHzを超え三・六GHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え七・一二五GHz以下、七・四二五GHzを超え七・七五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。</p> <p>〔一〕三略</p>	<p>（番組素材中継を行う無線局の無線設備）</p> <p>第三十七条の二十七の二十一 〔同上〕</p> <p>〔一〕三 同上</p>

省 令